

平成 28 年度

行政視察報告書

大船渡市議会 議会運営委員会

議会運営委員会行政視察概要

- 1 視察年月日 平成29年1月31日(火)～2月1日(水)
- 2 視察先及び視察項目
 - I 埼玉県所沢市議会(1月31日)
 - 議会基本条例の運用に係る評価・検証の取組について
 - ・基本条例改定の経過
 - ・議会報告会・政策討論会の実施状況について 等
 - 政策研究審議会条例について
 - 自由討議の取組例について
 - ICT化推進基本計画について
 - II 東京都東村山市議会(2月1日)
 - 議会改革の取組について
 - ・議会基本条例の運用に係る検証について
 - ・議会報告会、議員間討議、政策研究会について 等
- 3 視察参加者 議員7名、事務局随員1名 計8名
 - 委員長 小松 龍一
 - 副委員長 今野 善信
 - 委員 滝田 松男
 - 委員 伊藤 力也
 - 委員 淵上 清
 - 委員 船砥 英久
 - 委員 東 堅市
 - 随 行 水野 克恵

◎ 目 次

I 埼玉県所沢市議会	
1 所沢市の概要	2
2 市議会の構成等	2
3 議会基本条例の評価・検証と広聴広報の取組について	3
II 東京都東村山市議会	
1 東村山市の概要	13
2 市議会の構成等	13
3 議会基本条例の検証と条例に基づく取組について	14

I 埼玉県所沢市議会

1 所沢市の概要

市制施行	昭和 25 年 11 月
人口	343,903 人
世帯数	155,809 世帯
面積	72.11 km ²
産業別人口比率	第 1 次 1.3% 第 2 次 18.6% 第 3 次 70.5%
財政	平成 28 年度一般会計予算 98,950,000 千円 (歳入内訳：市税 51.7%、地方交付税 1.7%、国庫支出金 17.2%、 市債 7.7%)
	特別会計予算 (6 会計) 65,189,704 千円
	企業会計 (3 会計) 1,071,821 千円

所沢市は、首都東京から 30 キロ圏内にあり、武蔵野台地のほぼ中央、東京都多摩北部に接する埼玉県南西部に位置し、気候は概ね温暖である。明治 44 年に、所沢市内に国内ではじめて飛行場がつくられ、日本の航空発祥の地となった。

昭和 25 年、埼玉県で 8 番目に市制を施行したが、当時は人口 4 万 2 千人余りの、茶園や畑の広がる農業中心のまちだった。その後、首都東京に近く交通の利便性や優れた自然環境などから人口が増加し、現在では人口 34 万人を超える埼玉県南西部の中心都市として発展している。

市の中央部には、所沢飛行場が米軍通信基地として利用されている地域があるが、返還運動により今ではその約 7 割が返還され、跡地には、3 つのホールを備えた市民文化センターミュージズ、面積 50.2 ヘクタールの所沢航空記念公園、市役所、世界有数の規模を誇る市民体育館、国県等の施設が整備されている。

2 市議会の構成等

- (1) 議員数 (議員定数) 33 人 (37 人。附則により当分の間、33 人とする)
- (2) 任期 平成 27 年 5 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日
- (3) 委員会構成 (現員数)
 - ・ 常任委員会 総務常任委員会 (8 人)
健康福祉常任委員会 (8 人)
市民文教常任委員会 (8 人)
建設環境常任委員会 (8 人) ※議長を除く
 - ・ 議会運営委員会 (11 人)
 - ・ 特別委員会
 - ・ 広聴広報委員会 (11 人) ※地方自治法第 100 条第 12 項 (所沢市議会会議規則第

162条)に定める「協議等の場」に規定

・その他(代表者会議、議連)

(4) 議会事務局職員数(定数) 13人(14人)

3 議会基本条例の評価・検証と広聴広報の取組について

□ 説明 所沢市議会

福原 浩昭 議会運営委員長

近藤 哲男 議会運営委員会副委員長

平成21年3月に議会基本条例を制定した所沢市議会では、基本条例の運用に係る検証の取組を先進的に行っており、その結果を公表している。また、活発な議会運営や市政課題に対する政策提言等に資するため、専門的知見を積極的に活用するとともに、議会報告会や政策討論会、ワールドカフェ方式の「みみ丸カフェ」などを開催し、議員と市民が自由に意見交換し、市民の意見を市政に反映させる場を積極的に設けている(「みみ丸」は広聴広報委員会のイメージマスコット)。

さらに、平成27年から特別委員会を設置して、議会基本条例の改定に取り組み、平成28年6月に改正条例を可決している。

○ 議会基本条例の運用に係る評価・検証の取組

「所沢市議会議会評価実施要綱」に基づき、「議会事業評価」及び「議会改革評価」を毎年6月に行っている。それぞれ様式を定め、「議会事業評価」は議会運営委員会と広聴広報委員会が所管する主な事業ごとに評価表を作成、「議会改革評価」は議会基本条例の条文ごとに達成度を○×で評価するほか、今後の方向性(継続、改善、拡充…)、根拠となった実績等を記載している。

評価の手順としては、毎年3～6月に委員会の正副委員長が作成した評価表のたたき台をもとに、委員会で協議を重ねて報告書としてまとめ、市議会のホームページで公開している。

一年間の主な事業や基本条例の総括を目的としており、今後は、達成度を分かりやすく明確化する必要があること、また、現状は自己評価になっているので外部評価を導入することなどが課題として挙げられているほか、議員一人一人の議会活動を評価することもいいのではという議論がある。

さらに、基本条例の見直しを改選期(4年に1回)にも行っている。評価の仕方は毎年度の議会改革評価と同様だが、前文や条例の目的、議員の活動原則などの部分は、条例制定時に議員の全会一致で決定しているので、見直しを前提とした評価ではなく理念を再確認している。また、議員報酬に係る条文についても、報酬審議会で議論されるべきものとして「確認」に留めている。

検討の中では、基本条例は全会一致で制定されているので、評価内容に反対意見は基本的にはない。改善点や前向きな意見、建設的な意見が出される。ただし、これだけという意見がある場合は、進捗状況や備考欄に、両論併記あるいは代表的な意見の記載を残しておくようにしている。

○ 議会基本条例の改定について

平成 27 年に、制定後 6 年が経過したことによる社会情勢の変化や運用後の検証と現状に合わせ条例を見直すこととし、特別委員会を設置し改定の検討を行った。

一条、一項ごとに協議し、行政視察も実施しながら審査した。審査にあたっては専門的知見の活用を図り、法政大学教授に調査を依頼し、全国で基本条例を制定している議会の実態、見直しの状況、改正後の動向、所沢市議会の基本条例運用上の特徴と今後の課題について報告をいただいた。これをもとに改正条文を検討し、さらにパブリックコメント、市民報告会（法政大学教授による基調講演と改定審査の報告、市民との意見交換）を経て、平成 28 年 6 月に改正条例を全会一致で可決した。

○ 自由討議の実施

所沢市議会では本会議での例はないが、常任委員会や特別委員会で実施されており、平成 21 年の基本条例の制定以後、28 年 3 月までの間に 20 回の実施例がある。委員長の発議又は委員の動議を受け、委員長が全体に諮って了承が得られて始まる。休憩とはせず、議事録も残している。

〈説明者のコメント〉

主義主張が違う議員のお互いの理解を深める効果がある。「だめだ、だめだ」の一点ばかりで根拠がはっきりしない、かみ合わないこともあるが、会議を公開していることから、傍聴者から「あの議員は何を言っているんだ」と見られるため、建設的な意見のやりとりに努めるようになり、合意形成が図られやすくなる。

○ 政策研究審議会

地方自治法第 100 条の 2 に基づく専門的知見を最大限に活用するため、議員提出による「所沢市議会政策研究審議会条例」を制定し、平成 28 年 4 月 1 日に施行した。議会が諮問する常設型の審議会で、現在の審議委員は早稲田大学副学術院長、防衛医科大学校病院長、法政大学法学部教授、市民代表として前所沢市副市長の 4 名。28 年度は試行的に、①大学生等の消防団への入団促進策について、②議会評価・ICT 化推進について、③選挙権年齢引き下げに伴う大学生による教育プログラム構築について、の 3 点を諮問した。

審議会からの答申については今後、市民からの意見と併せ、政策提言等に結びつけていく。取扱いについては、次のような年間の流れを想定している。

7月 ・各委員会から提出された市政課題等
・市民から寄せられた市政課題等を広聴広報委員会で仕分けした事項
→正副委員長連絡協議会（常任委員会・広聴広報委員会）→政策研修検討会
議（代表者会）→議長から審議会に諮問

9～10月 審議会からの答申

10～3月 正副委員長連絡協議会で審議結果の割り振り→各委員会や政策討論会
で協議→政策提案へ

市民からの市政課題等の募集方法については、現在、広聴広報委員会で検討中である。

○ ICT化推進基本計画

タブレット端末導入のため、政務活動費を3万円まで活用できるようにし、平成26年11月に「会議中の情報通信機器（タブレット端末）の使用基準」を定めたが、議員全員が議案書などの情報を共有できるアプリケーション（仕組み）がなく、十分活用できなかった。

平成27年8月に作業部会を立ち上げさらに検討を重ね、最新の議会情報を分かりやすく提供すること、市民の議会参加機会の拡大、議会活動の積極的な展開、災害時の情報収集、事務の合理化を目的に、「ICT化推進基本計画」を28年3月に策定した。

計画事業としては、議場内の無線LAN化や電源の確保、タブレット端末の配付、大型スクリーンの設置、委員会室移動マイクの設置など施設面での整備のほか、クラウド文書管理システムの構築、資料の収集・検索機能などソフト面でも整備を図るものとした。

同月に、「市民にとって分かりやすい議会運営に資するため『所沢市議会 ICT化推進基本計画』を実施する決議」を行った。市当局や市民に対し議会としての意思、姿勢を表明したのだが、平成29年度予算にタブレットの導入やアプリの構築等を要求したものの、予算化されなかった。現在は、政務活動費を活用してできるところから進めようと議論しており、来年度以降に計画の実現を図っていきたい。

○ 広聴広報委員会の取組

(1) 議会報告会（会議形式は対面式）

平成21年6月に「所沢市議会議会報告会実施要綱」を定め、年4回、5月と11月に、平日の夜間（市役所全員協議会室）と土曜日の午後（市内）の2回ずつ開催している。広聴広報委員会で全議員を4班編成にし、準備や駅頭などでの広報活動、当日の会場設営や会議の運営も各班で行う。実施後、各班で報告書を作成し、広聴広報委員会で取りまとめ、ホームページや議会だよりで公表している。

議会報告会では、多くの市民に発言の機会があるよう運営に配慮するとともに、議

員個々の意見・見解は述べず、要望については各班で整理して議長に報告する。

市民から寄せられた意見・要望等は広聴広報委員会で処理するほか、各委員会や代表者会議へ振り分けし、政策提言等に反映させる仕組みをつくっている。

(2) 政策討論会（対面式）

政策立案や政策提言を推進するため、基本条例第 14 条に基づき政策討論会を毎年、開催しており、毎回 60 人前後の市民の参加がある。平成 26 年 8 月には「所沢市議会政策討論会実施要綱」を定め、広聴広報委員会の所管とすることを明確化した。討論会は希望する議員 12 人以内で組織し実施するほか、各委員会（常任・議運・特別委員会）でも実施できる。

議員と市民との自由な意見交換の場である議会報告会に対し、政策討論会は、一つのテーマに対する議員間討議を通して、政策提言等につなげようとするもの。課題としては、活発な討論のやりとりができていないか、市民との意見交換の成果をいかに今後の議会活動に結びつけるか、市民参加者数をいかに増やすか、などが挙げられている。

(3) みみ丸カフェの開催

平成 28 年度に広聴活動の一環として、ワールドカフェ形式（テーブルごとに参加者が分かれて着席する）による市民と議員との懇談会を開催した。20～50 歳代の現役世代から無作為抽出により参加者を募集したところ、30 名の市民の参加があった。早稲田大学との連携協定を活用し、ファシリテーターを教授が、テーブルホストを学生が務めた。話しやすい雰囲気づくりに努め、付箋紙に記載した多くのご意見が大きなボードをいっぱい埋めた。

(4) 議場コンサート

定例会前の時間帯に 2 回、市民や学生による演奏会（マリンバ、フルート二重奏）を行ったところ、傍聴席が満杯になり好評だった。今後については決まっていないが、所管の広聴広報委員会で引き続き検討する。



〔主な質疑の内容〕

Q. 専門的知見を活用されているが、良かった点は。

A. 私どもも万能ではないから、学術的に調査研究されている方がどう思われているか、参考にしたいという率直な気持ちがある。ただし、ご意見をいただくが、そのとおりにするわけではない、あくまで参考だ。

議員定数見直しの審議会を、大学教授のほか自薦市民も入れた構成で行なった。議員同士では上げるべき、下げるべき、報酬も上げろ、下げろと賛否が分かれる。自分のことを評価するのは難しい。外部の意見を取り入れているかがお墨付きになる。

そのときの答申では、当時定数が36名だったが37名にしたらどうかと。根拠は、当時は議長が常任委員会に所属していたので、議長を除く4つの常任委員会が機能できる人数（1委員会9名）からご判断いただいた。ただし、社会情勢から定数減という考えも一つだということで、各委員会1名減で、4常任委員会×8名+議長=33名という現状の定数になっている。

市民や外部の視点を入れてそれを審査の対象にしていくのがトレンドというか、今までは議会の中だけで十分だったかもしれないが、厳しい財政状況の中では市民の協力がなければ議員だけで決めるのは無理がある。財政面で厳しい自治体ほど、市民の協力がなければ勝手に政策も打ち出せない。これを削減してこれをやりましょうといっても、議会が何をもって判断するかは、市民からのパブコメもそうだし、公聴会等で市民の意見を聞くなど、それを審査における判断の重要な部分にすべきではないか。

Q. 政策提言につなげる委員会活動（第15条）や広聴の部分（第22条）を盛り込んだ、昨年の基本条例改定の取組の経過について伺いたい。

A. 所沢市議会の場合、広聴広報に関する権限を議運でやっていたが、議会広報の編集や図書室の管理と一緒にして強化を図り、広聴広報委員会をつくって権限を移行した。根拠は自治法の協議・調整の場と基本条例になるが、所沢市議会では広聴機能を充実していくべきだとして「広聴」を頭に持ってきている。しっかり聴くということで、「みみ丸」というキャラクターをつくった。まず聴いて、発信していきましょう。最初の基本条例にも記載はあったが、さらに充実させようという意識があって、委員会の位置付けも（委員会条例の）委員会にこだわった議員もいて賛否が分かれたが、会議規則に広聴広報に関する会議体を設置するところに落ち着いた。議会での位置付けをはっきりさせることができた。

（条例第15条で、改定後は「常に問題意識を持って委員会を運営するとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない」とした理由）委員会運営の根本は、議員としての政策提言や政策立案能力を強化していくべきだろうという考え。さまざまところで機能を発揮すべきで、委員会でもできると規定

した。その前は議会全体。議会報告会、政策討論会も議会でやるという条文がほとんどだったが、それを委員会でもできると位置付けた。また、正副委員長連絡協議会をつくって委員会の横の連携を図り、さらに政策提言につながる流れを強化した。

- Q.** 政策研究審議会は審議委員が4名だが、特別職公務員として費用弁償されているのか。また、予算は獲得されているのか。

議員個人の評価に進もうとしているが、成果をどのように指標化していくのか。

政策研究審議会で正副委員長連絡協議会が重要な役割を果たしているが、会派の代表者会議との関係は。

- A.** 政策研究審議委員だけでなくどんな場合でもだが、専門的知見の場合は報酬として1年間で、1人1件(審査)5万円を支払っている。費用弁償は別に設けていない。山梨学院大学の先生の場合も交通費が出なかった。年間10人分の予算を確保している。

議員個人の外部評価は、協議をしている段階。ただ、議会評価をしているところはまだ数件、滝沢市議会や旭川市議会でもされているが、まだ議会全体での外部評価で、市民や地域の有識者に来てもらっていると伺っている。それを参考にしながら評価様式のあり方も検討が必要であるし、「拡充」、「継続」では曖昧である。例えば、何点満点にした場合に今回はどこまでいったかなど、もう少し分かりやすく項目を精査して指標化していくことが今後の課題だと感じている。

正副委員長連絡協議会だが代表者会議とはまったく別。代表者会議は秘密会のようなもので次元が違う。協議会ではそれぞれの現状を報告して、目標や視察や今やっていることなどさまざまなことを話して横の連携を図っている。所属する委員会のことは分かってもそれ以外は分からない、会派が小さければ小さいほど。議員の傍聴も可能にしている。議会全体の流れを共有するツールとしている。

- Q.** 事業評価は、年間の事業を、ある程度これとこれというふうに設定しているのか。議会改革評価が〇×式の評価だが、到達度の評価は、例えば議会報告会で参加者が少ない場合、成功だったのか、失敗だったのか判らない。到達度の評価はどのようにされているのか。

広聴広報活動が広がったと思うが、大船渡では議会だよりで手がいっぱい。担当割をどういうふうにされているか。

自由討議を常任委員会で実施されているとのことだが、記録をとりながら本当に自由に話せるものか、どのようにやっているのか。また、今後は、例えば本会議で実施する考えはあるか。

- A.** 事業評価の項目は、委員の皆さんからこれをやりたいと意見があればだが、最終的には正副委員長でたたき台をつくる、4~5項目くらい。

改革評価の到達度の〇×は、まずはやってみてよかったか、悪かったかだが、評価の完成度を上げていくまでいっていないのが現状。様式も平成21年から変わって

いない。政策審議会の答申でも、分かりにくいというご指摘があったので、そこは認識して段階的に改善していく。

広聴広報の取組がこんなにいっぱいあって「大丈夫なの」とは私も感じている。所沢市議会は基本条例制定から7~8年たったが、いろいろやってきた感がある。それまでは議運ですべてやっていたのが、これでは通常の議会運営の議論が十分にできないとして広聴広報委員会に分けた。広聴広報委員会の中では分担はないが、閉会中の審査は多い。月1回程度、年間で10回前後はある。議会だよりも年4回発行しているし、議会報告会の企画運営、みみ丸カフェ、政策討論会、市民との意見交換の窓口をどうするか、などさまざま。1回2時間程度を頻繁にやっている。この他に常任委員会もあるので非常に忙しいが、基本条例にも議会活動を優先すべきであると書いてある。これをやっていくことが議会活動だと条例の中に位置付けられている。

自由討議は、基本的に協議会に落としてやる場合と平行して行っている。自由討議はあくまで考え方を共有したり、確認したりする作業をオープンにしていくもので、議員間の討議を重視すべきという本来の観点からすれば自由討議の意義は出ている。例えば、これからの進め方をどうするかなどは協議会にして秘密会にするなど、それぞれの位置付けを明確にしながらメリハリつけてやっているのが現状。

自由討議は本会議場では馴染まないと思う。人数が多いととても議長の裁量ではできない。委員会審査を重視すべきという観点から、今のところ広げる考えはない。

Q. 記録もしっかりとられているのか。

A. はい。会議録をとっている。

Q. 議会だよりは議員がどの程度つくっているのか。

A. 基本的な編集やデザインは、一般質問も含め事務局がすべてやっている。これをすべてやったらパンク状態。事務局では写真なども工夫しながら頑張っている。

Q. 議会だよりは市の広報と内容がダブったりする場合があるが、御市の9月の議会だよりには決算の記事がない。

A. 堅苦しい表現、まさに議会という内容では読んでくれない。市民アンケートや視察もしながら丁寧につくっている。

Q. 議会報告会の準備はどのように取り組んでいるか。議会報告会のどういうところが良かったか、これは違ったということはなかったか。

A. 所沢市議会の議会報告会は平成22年からスタートし28回を数える。予定表のとおり、毎回、スケジュールを組みながらやっている。行政回覧チラシの袋詰めを議員自ら行う。市内の256自治会に郵送する。班ごとにどういうふうにするかは一任されているので、司会などの役割分担を決める班会議を1~2回やっている。駅頭でチラシを配っていたが誰もとってくれないので、チラシを入れたポケットティッシュを配布したら受け取ってくれるようになった。そういった工夫をして、議員自ら

「お願いします」と。のぼりや横断幕もつくっている。当日は「何時からどこで議会報告会をしますので来てください」と、市の広報車を使ってアナウンスする。その場合、原稿の変更はしない、自分の名前は言わないというのを申合せしながら行っている。会場設営も事務局にもやってもらうが、議員自らが設置した



みみ丸カフェに寄せられた市民の声

り机を並べたりする。大変ではあるが手作り感があって、非常にいいと私は思う。

報告会を実際にやってみてどうだったかは賛否両論あると思うし、最初の平成22年のときはどうなるか心配したが、かなり慣れてきた。運営もスムーズに流れてきたし、参加者も固定の方も何名かはいるが新規の方もいて、意見交換もスムーズにできたり、持ち帰った意見を広聴広報委員会で所管の委員会に配り、協議した結果をホームページに掲載する流れをつくっている。市民からも好評だし、議員としても確かに大変だが、手応えを感じている。

- Q.** 議会報告会では議会が答えるというより当局が答えるべきところがたぶんにある。当局と市民の間の橋渡しをする役目も議会にはあるだろうから、それもいいかもしれないが、当局の方の市政の説明会はないのか。
- A.** 行政報告会のようなものはある。本来、当局が話すべきことというのはそのとおり、市民は議会と当局の区別はつかない。議会報告会に来られる方は、何か訴えたい、議会だろうが聞いてくれるならそこに行って話をしたいという方もおられる。勇気がなくて人前では話せない、恥ずかしいという人もいるので、そういう方についてはアンケートで要望や意見を収集していく。

まずは市民と議会の垣根をはずしていく。市民との意見交換の場を多くすることについては、例えば震災があったとき、市民との意見交換の場を改めてつくるのは難しいが、定期的で開催していればそれが簡単にできる。何かあったときに発動できる、開催する場として議会報告会は、どんなに人数が少なかりょうが、ずっとやり続けていくことが非常に重要なのではと考えている。「それは行政のことですよ」とは口が裂けても言えない、「分かりました、聞いておきます」と。

- Q.** 意見に対する答え方だが、議会報告会、政策討論会、みみ丸カフェ、それぞれ違った状態で回答するのか。議会報告会については開催したところのみに回答するのか、あるいは内容によっては全市的に広報するのか、議会側で仕分けして出しているのか。その辺の手続きを聞きたい。

A. 要望の扱いのフローだが、議会報告会、メールや電話など、広聴広報委員会ですべて集約して、正副委員長連絡協議会の中で共有したり、もしくはさまざまな委員会に出して、貴重なご意見として政策提言に組み込んでいけるものは組み込んでいく流れをつくりながら、こういう結果でしたというものは全部、広報機能として市民に返している。方法はホームページや議会だよりで、という手順。もらいっぱなしにはしない、必ず返していく。あくまで議会が窓口だから、議会が受けたものは議会が返していく、「執行部に確認したらこういうことでした」ということもある。もしくは協議が必要なところ、こうすべきだ、ああすべきだという要望については所管の委員会ですっかりと議論をして、その結果こうすべきだというのを返している。本人に返すことはしない、あくまでも公開するという意味。

Q. ホームページで公表しても見ない人もいる。議会だよりと両面で答えているということですね。

A. 今のところ公開の手段としてはホームページ、議会だより。もしくは議会報告会を頻繁に開催しているので、報告の機会になっている。手段としてはそれ以外はない。基本的には個人の意見でも議会全体に対していただいたという認識。市民に対して広報するということではそういう媒体にならざるを得ない。

Q. 基本条例を制定されて、その具体的な取組としての議会報告会、政策討論会、みみ丸カフェだと思うが、基本条例は市民には意識されているか。これが制定されているので、当市の議会は積極的なんだという受け取り方をしていると感じることがあるか。

A. 市が市民意識調査でアンケートをとっていて、その中で、所沢市議会についてや議会報告会、議会基本条例を知っていますか、と聞いている。年々数値は上がっている。それが多いか、少ないか、いいのか、悪いのか、比べるというよりは、市民との交流の場をつくっていくなかで手応えを感じている。

Q. 議会報告会に来られる方は同じような方が多いか。

A. 全体の1割程度である。

Q. 広報ポスターの大きさは。

A. A2判。もう採用して10数年だが、効果ははっきりしない。200枚つくって公共施設に貼るほか、議員のノルマが1人3枚、年間予算は457千円。費用対効果を考える時期に来ているとは思う。ただポスターの写真がいい、地元の芸術学校の生徒が撮っている。

Q. 議会報告会を基本条例で規定することや、広聴広報委員会に任せる過程はスムーズにいったのか。

中立公平な議会運営ということで正副議長の会派離脱が当市では話題になっているが、御市ではどのような状況か。

A. 議会報告会は改正する前から盛り込まれている、「議会は市政の課題に柔軟に対

応するため、議員及び市民が自由に意見を交換する議会報告会を行うものとする」と。基本条例に入れなくても決めればできるが、あえて条例化したのは、実行性を担保するため。「できる規定」では、反対があると今回はやめるということになりかねない懸念があったので「行うものとする」とした。不満はあるかもしれないが、それでも規定されているのでやっている、これが非常に重要である。

所沢市議会では、正副議長は会派を離脱はしていない。会派に残ってはいるが口出しはしない。議会全体の正副議長としての意識をちゃんと持っている。会派の代表や役職を外れて専念している。



II 東京都東村山市

1 東村山市の概要

市制施行 昭和39年11月

人口 150,563人

世帯数 71,381世帯

面積 17.14km²

産業別人口比率 第1次 0.9% 第2次 17.1% 第3次 73.6%

財政 平成28年度一般会計予算 54,011,301千円

(歳入内訳：市税38.0%、地方交付税7.5%、国庫支出金18.5%、市債6.3%)

特別会計予算(4会計) 39,403,755千円

東村山市は、東京都の北西部、荒川から多摩川にかけて広がる洪積層、武蔵野台地のほぼ中心部に位置する。市域には私鉄西武各線とJR武蔵野線が縦横に走り、中央には新青梅街道と府中街道が交差する。

市内には武蔵野の面影を残す雑木林や田園風景があり、特に新東京百景の一つとなっている「北山公園」では、花菖蒲・ハス・彼岸花などが見事な花を咲かせるほか、トトロのふるさと「八国山」や国宝建造物「正福寺千体地藏堂」などの歴史文化遺産も市を代表するもののひとつである。

昭和17年(1942年)に人口1万852人で町制を施行。昭和39年(1964年)4月には人口6万6千人になり、東京都で13番目の市として第一歩を踏み出した。

現在、人口は15万人を超え、将来都市像に「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」を掲げ、生活充実都市を目指している。

2 市議会の構成等

(1) 議員数(議員定数) 24人(25人)

(2) 任期 平成27年5月1日～平成31年4月30日

(3) 委員会構成(現員数)

- ・ 常任委員会 政策総務委員会(6人)
厚生委員会(6人)
都市整備委員会(6人)
生活文教委員会(5人) ※議長を除く

・ 議会運営委員会(11人)

・ 特別委員会

・ 広報広聴委員会(8人) ※東村山市議会広報広聴委員会設置規程に基づく

(4) 議会事務局職員数(定数) 10人、うち正規職員は8人(9人)

3 議会基本条例の検証と条例に基づく取組について

□ 説明 東村山市議会

肥沼 茂男 議長

熊木 敏己 議会運営委員長

村山 淳子 広報広聴委員長

佐藤 まさたか 広報広聴委員会副委員長

東村山市議会では、平成 25 年 12 月 20 日に議会基本条例を制定、施行日を平成 26 年 4 月 1 日とし、その間に、会議規則や委員会条例の改正案、広報広聴委員会設置規程案を検討した。全議員で毎回運営にあたる、グループトーク形式などの議会報告会を年間に通算 8 日間実施しており、住民参加に取り組む議会として議会改革白書などでも取り上げられている。

○ 議会基本条例の検証について

基本条例第 18 条に基づく、条例の目的が達成されているかの検証を 2 年ごとに行うこととしたが、平成 27 年の改選前に条例制定に携わった議員で仮検証を行った。本検証は、平成 28 年 4～9 月に実施。4～6 月には議員間で、条文ごとに取組状況を確認するとともに、「A：できている（これまで通り行う）」、「B：できている（ただし改善が必要）」、「C：できていない（検討を要する）」、「D：できていない（条例改正が必要）」、「E：その他」と段階的に評価し、さらには今後の対応をどうするか、までを協議した。7～8 月の市民アンケートを経て、9 月に再度議員間で議論し、その結果、条例と委員会条例を一部改正した。

改正の主な内容は、陳情の取扱いについて。市民からの政策提案と位置付け陳情を請願と同様に取り扱うこととしていたが、市内からというよりも市外から、市議会としては権限の及ばない範囲や個人の意見を吐露したような内容の陳情が多く寄せられ、委員会審査等に時間を費やしていることに、市民から批判も寄せられたことから、市外からの陳情については参考配付に留めるよう見直した。

このほか、予算・決算特別委員会のあり方や議決事件の追加、反問権（問い返しという言い方をしている）の運用などについて、議会運営委員会で引き続き検討を行っている。

○ 議会報告会と意見交換会

基本条例第 5 条に、説明責任と市民意見の把握のため、議会報告会、意見交換会、パブリックコメント、アンケート調査を実施すると明記した。議会報告会は広報広聴委員会の所管で、年 4 回、5、8、11、2 月に 2 日ずつ（平日夜間及び休日午後）開催しており、班分けはせず毎回全議員で運営する。前半に定例会の報告等、後半はテー

マを設けて意見交換とし、報告書を1週間程度でホームページに掲載する。

のぼりやジャンパーなどを揃えて駅頭で宣伝活動を行ったり、公共施設や駅にポスターを貼ったり、地区開催のときは自治会長にお知らせしたりしている（動員することのないようにしている）。

1回（2日間2会場合せて）あたりの参加者数は31～111人で推移。固定の参加者も3割ほどいるが、初めての方が3割、見覚えがある程度の方が3割ほどである。1年目は市民と議員が対面式で行ったが、2年目からは市民と議員がいくつかのテーブルに分かれて着席するグループトークを導入した。距離が近くなって話しやすくなった。冒頭に、市議会の活動や議員報酬、政務活動費について紹介するパンフレットを配布している。車座式になって予めいただいた議員活動に係る質問に一つずつ答える会のほか、水害に見舞われた昨年は初めて行政課題（風水害対策について）についても意見交換を行うなど、年4回の報告会を毎回、工夫して行っている。

○ 議員間討議について

基本条例第14条に「議員間の自由な討議を重んじた議会運営を行う」と明記し、当面は委員会で行うこととしたことから、会議規則を改正し、第112条の2に委員会討議を規定した。また、第2項に「質疑終了後に行う」と明記したが、新たな疑義が出た場合に行政側に聴くことができず、その後の対応に苦慮するなどの課題があり、実際に行ったのは1回にとどまっている。

○ 政策研究会について

基本条例第13条に、積極的に政策提案を行うため「政策研究会を行うことができる」と明記した。陳情の提出をきっかけに、平成28年10月に「いじめで泣く子をださないために」をテーマに7会派11名で立ち上げ、現在は月に1回程度、勉強会を行っている。

政策提案までは難しいが、委員会の委員が交代する今年の6月を目途にまとめたいと考えている。

○ 傍聴ルールの見直し

基本条例第6条に規定する会議の公開と傍聴の促進を目的に、傍聴規則を見直した。以前は傍聴者に住所と名前を記載してもらっていたが、記載しない代わりに傍聴規則を書いた紙を渡し、バッチを貸与した。また、傍聴席でのパソコンや携帯電話の使用を許可した（音は出さない）。

東村山市議会では、本会議のほか常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催日程をホームページでお知らせしているほか、傍聴者には、議案書などの会議資料を貸与し、何が議論されているか分かるようにしている。



〔主な質疑の内容〕

- Q.** 基本条例第9条（市政運営の監視）の取組の一つとして、市長提出の人事案件のルール（紹介・挨拶の場）をつくっているが、議案として出る前になんらかの形で挨拶なり紹介をしてもらおうのか、それとも議案として出した当日に本人に議場にきてもらおうのか。
- A.** 当初の議員の目的は、議案として審査する前にどういう人か知りたいということだったが、実際そうになると、なり手がいない、事前審査にあたらぬか、などいろいろあって、最終的に落ち着いたところが、審査を承認したあと、審議が議会の初日であれば最終日までの間に全員協議会にお招きして、どういったことをやりたいのか、自己紹介を簡単にさせていただくことにした。実施したのは教育委員などまだ2回ぐらいで、人事案件全部でやっているわけではない。副市長が提案される時は本会議で当然、挨拶する。最初の発想からはトーンダウンしている。
- Q.** 基本条例の検証方法について。評価の仕方が、AからEまで、条文ごとに充実した内容だが、まとめ方の工程を伺いたい。
- A.** 検証シートをつくり、まずは各会派でAからEまでで評価してもらった。それから、議会運営委員会で委員12人を2つに分けて（各会派から1人は入っている。一度に話すとまとまらないため）協議し、その結果を持ち寄って最終的にまとめた。目的や活動原則は検証する必要がないので飛ばしている。時間はかかった。
- さらに、議会の検証結果に関するアンケートを公共施設に置いたり、議会だよりの最後に掲載して、我々の評価をどう思うか、メールやファックスで回答をいただくようにした。その結果、陳情の取扱いを見直すことになった。2年ごとに評価することにしたが、条例をつくった議員が責任をとろうと1年目に仮検証を行った。結果、1年ごとに検証した。議会報告会でも我々の評価を聞いてもらってアンケートをもらった。
- Q.** 市民アンケートはどのくらいの方から回答があったか。
- A.** 126件いただいたうち、基本条例について問いかけた質問への回答とそうでない、「報酬が高い」などの意見が混在していたので、ホームページには我々が伺ったことについての意見、「報告会についてどうですか」や、「請願・陳情の扱いを変えたがどうですか」などは全部出させていただいた。
- A.** 126件のうち、同じような意見をまとめると77件、うち検証については半分程度の33件、議会への要望が13件、他のご意見・要望が31件あった。

Q. 議員間討議は会議の中で行うのか、休憩をとって行うのか。

A. 議員間討議はやりやすく休憩中に実施するということもあるが、当市は休憩中でなく会議の中でやろうとしているので、やりづらいところがある。これまで、議事整理上、休憩をとってやっていたが、これを議員間討議と位置付けたことによつて、もうちょっときちんと進めたいという思いはあったものの、なかなか動きがとれなくなっているというのが正直なところ。所沢市議会のように積極的に開会時間を使ってオンタイムでやっているところもあるので、これだけ実施できていない状況では、何のためにやるのか、どう活かすのかについて、考える必要があると思う。

会派で一定の意見を持って委員会の議員間討議に臨んだときに、質疑でそうではないと感じても変えられない。論点が整理されても、大きな会派であるほど会派の意見を変えられない、その後はどうするというのが決まっていなくて動きづらいのだと思う。他の議会では、常任委員会を最初から2日間予定し、1日目で結論が出る時はいいが、出なかったときは一度持ち帰り会派で話し合い、2日目で決めるというところがあり、それも工夫の一つか。会派の考えも温度差がある。

Q. 議会報告会は市民と話し合いできる環境をよくついている。参加者数も多く、報告会の広報活動も積極的。年4回は多いが、地域ではこういった形で行っているのか。

A. 2年間は同じ会場で行った。東村山駅西口に隣接する公共施設でなら、改札から直に行けるのでお勤め帰りの方も来られるだろうと、金曜日の夜、7～9時に、また、翌日土曜日の午後、2～4時に市役所の隣の施設で駐車場もあることから、車の方も、お年寄りでもいだろうと開催した。昨年5月からは2日目の昼間の時間帯を4つある地区公民館で実施した。金曜日の夜は駅に隣接する施設で、翌土曜日は公民館でやった。

A. 議会報告会の企画運営を、基本条例ができてから1年間は議運で所管していたが、広報広聴委員会を新しくつakって、2年目からはやってもらうようにした。やり方もいろいろ考えてもらった。

Q. 政策研究会の活動範囲と常任委員会の所管事項の関係は。

A. 政策研究会をつakって超党派で取り組んでいるが、本来、いじめ問題であれば生活文教委員会の所管ではないかと言われる。会津若松市議会で「政策検討会」をつakって、市民との意見交換会に出た意見をそこに全部のせてさばいてPDCAを完全に回している。「政策検討会」というと別の組織に聞こえるが、実はあれは常任委員会の、所管事務調査と通常言っているものを、「政策検討会」という名前でやっている。それぞれの常任委員会が積極的に課題をキャッチしてやっている議会であれば、いろいろな組織を置くよりも、本来それぞれやれるところをきちっとやるべきではないかという考えはある。

議会報告会は、年4回の価値はあると思っている。トライアンドエラーを重ねら

れるし、年1回では報告することも多くなる。毎回やっているからコンパクトに報告できるし、年4回いろいろなことにトライできるのは、我々の利点だと思っている。ただ、もらった意見をどうしているのかと聞かれる。キャッチした意見を議会としてどうするのが回らないのではと。いただいた意見を広報広聴委員会でキャッチするが、それを行政に伝えるだけでなく、議会としてそこから調査テーマを決めて、というサイクルが東村山ではできていない、そこは課題である。一方で、毎回やっているのも、市民と議員との距離が近い、市民からは議会がしょっちゅう見られると好評である。

Q. 議会報告会、意見交換会を積極的に持たれているが、市民からどういう意見を期待しているのか。実際、市民から寄せられる意見とギャップはないか。当局が答える意見がほとんどだと感じた。

A. 当初は、意見交換の時間は行政が答えるような意見を言われることがあったので、「聞いておきます」ということが多かった。広報広聴委員会として答えていけるものをテーマに取り上げて意見交換しましょうと、2年間やってきた。今年も「住み続けたい東村山へ」というテーマで2日間のうち1日はグループトーク形式で意見交換をするが、寄せられた意見を今後活かすという意味で受け止める、いろいろな提案、無理なものも、市民の意向だと受け止め、そこで「やります」とは返事はない。その中から議会としてとりあげなければいけないものをどうやって拾い上げていくかが課題。

これからは、委員会ごとに開催することも考えている。市民と対峙するのではなく、市民と一緒に市に対し提案する思いで進めていけたらと考えながら、テーマづくりをしている。

Q. 当局と議会を市民は同じに捉えている、区別していない。

A. 報告会で議員紹介すると「今日はなんで市長が来ていない」という声や、自分の関心があることを持ってきて「なんでこの問題を議会はやらないのか」と言われることがあるので、「そういう場ではないです」、「やれることとやれないことがあります」と説明した。議員報酬や「議会とは」など、最初に10分くらい、毎回来ている方にはもういいよという話だが、なぜこういう場をつくっているのか、その経過を説明する必要がある、「説明責任も大きくなっています」、「決めているのは市長ではなくて議会です」と。

議会もズルイ、都合の悪いことは市長が決めたと言う。決めているのは我々だから、決まった後も市長が決めたという議会は無責任だという自覚を持つことは大事。公民の授業のようだが二元代表制とは何か、市長と議会は違うということを毎回冒頭に説明する。しないと陳情合戦になる。市長が毎月タウンミーティングを実施していて、もう100回を超えている。「毎回行くが市長が言うことを聞かないので、今度はおまえらのところにきた」という方がいた。そういう場所ではないということ

を申し上げていたら、だんだん減ってきた、やり続けていることで。年1回しかやらないのではそうはならなかった。年4回やることで、かなり攻撃的なテンションだった方もそうならなくなってきた。来なくなった方もあるが、来られる方のトーンも、味方にまではなってくれないが議会の立場を分かってくさるようになってきた。

昨年8月には、飽きないようにスライドで議案報告し、後半は基本条例の改正について意見を聞いた。11月には、(昨年8月に台風9号の影響による土砂崩れで電車が脱線した事故を受け) これまでは議会として責任の負えるテーマを設定していたが、風水害についてということで、初めて行政テーマを取り上げた。議員が持ち寄った写真を見ながら当日の被害状況を参加者全員で確認してから、当日、それぞれが困ったこと、分からなかったことは何でしたか、と解決策を出し合ってみた。防犯メールに登録していない方はこの場でやってみましょうと。行政側も警戒していた、また攻撃されるのではと。そうではなく、市民と議会が情報共有して、議会として皆さんと考え合う、対峙するのではなく一緒に考えましょうというスタンスを取りたいと思っている。

- A.** 議員は市民の代表なので、報告会に出てきてくださる方は、市民の声をどうするのかというのを議員に委ねるといふ思いになっていただきはじめていると、ここ何年か感じる。



以上、平成29年1月31日～2月1日に実施しました、議会運営委員会行政視察の報告書といたします。

平成29年3月
大船渡市議会議長 熊谷昭浩 様

議会運営委員長 小松龍一